

行政相談委員春日井地区委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、行政相談委員春日井地区委員会（以下「地区委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 地区委員会は、行政相談の円滑な遂行と総務省行政相談委員（以下「委員」という。）の資質向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 地区委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 行政相談の有機的な運用を図るため、春日井市の行う相談事業との連携を図る。
- (2) 委員の職務に関し、必要な資料及び情報を収集すること。
- (3) 研修会及び他の機関との意見交換等の諸事業を実施すること。
- (4) その他、行政相談上必要な事業を行う。

(事務局)

第4条 地区委員会の事務局を、春日井市市民生活部市民生活課に置く。

(組織)

第5条 地区委員会は、春日井市内を所管する委員をもって組織する。

(役員)

第6条 地区委員会に委員長を置く。

(役員を選任方法)

第7条 委員長は、委員の互選とする。

(役員任期)

第8条 委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第9条 地区委員会は、委員長が招集し年3回開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開催することができる。

(細則)

第10条 この要綱に定めのない事項については、委員に諮り委員長が定める。

附 則

この要綱は、昭和52年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。